第 822 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 5月 9日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤社員の解雇と法律知識

Q：当社は、経営不振による人員整理のため、数名の社員を解雇しなければなりません。社員の解雇でトラブルにならないためのポイントがあれば教えてください。

A：会社側の経営事情などのために従業員削減を行うものを整理解雇と呼んでいます。

社員の解雇は会社側の自由ではありません。会社側が社員を解雇しようとするときは、様々な解雇制限があり、整理解雇の場合には、一般的に次の4つの要件が満たされていなければ無効となります。

(1)人員削減の必要性があったのか
(2)解雇回避努力を尽くしたか
(3)解雇者を選ぶ方法が合理的であったか
(4)解雇の手続きが妥当であったか

また、社員の解雇でトラブルにならないためには、次のようなことに注意してください。

①本人への説得

一方的に解雇するのではなく、まずは社員を説得し、任意退職に応じてもらうように努力すべきです。

②解雇理由を十分検討しておくこと

「労働能力・社員の適格性の欠如、喪失」「社員の規律違反」「経営上の必要性」などが一般的な理由として挙げられますが、このような抽象的な理由だけでなく、これを裏付ける具体的な事実が問題になります。

③解雇に当たっての処遇

就職先を探せるための期間を与えたり、退職金の割増支給などの処遇は、解雇の正当性の一部を基礎づけることになります。